

インバウンド向け防災啓発物の作成及び事業者向けセミナー 企画・運営業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

業務仕様書「1 業務の目的」のとおり。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、インバウンド向け防災啓発物の作成及び事業者向けセミナー企画・運営業務を委託すべき業者を選定するために実施する。

3 委託業務の概要

- (1) 業務委託名 インバウンド向け防災啓発物の作成及び事業者向けセミナー
企画・運営業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月29日（月）まで
- (3) 委託内容 業務仕様書のとおり

4 契約上限金額

4, 419, 041円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加条件

(1) 参加資格

- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 過去に官公庁、都道府県、市区町村、またはDMO・観光協会から「防災マニュアル」「外国人観光客対応マニュアル」「BCP（事業継続計画）策定指針」等防災または災害対応に関する計画やマニュアルの作成業務を直接受託し、完了した実績があること。

(2) 共同事業体

共同事業体による参加も可とするが、下記条件をすべて満たすこと。

- ア 共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。
- イ 同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

(3) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペへの参加意思表示

当該企画提案コンペへの参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） 1部

② 上記①の添付書類 各1部

※事業者によって添付書類が異なりますので、申請書を十分ご確認ください。

(2) 提出期限

令和8年8月12日（水）17時（必着）

(3) 提出先

下記19に示す所属

(4) 提出方法

持参、郵便や民間事業者の信書便による送付、電子メールのいずれかの方法で提出すること。ただし提出書類に委任状（第3号様式、第4号様式）が含まれる場合は持参、郵便や民間事業者の信書便による送付のいずれかの方法で提出すること。なお、持参以外の方法で書類を提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

(5) 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された書類により資格審査を行い、資格審査の結果を、令和8年8月26日（水）を目途に電子メールにて通知する。

7 企画提案資料の提出

(1) 提出書類及び部数

① 企画提案申請書（第5号様式）：1部

② 企画提案書（任意様式）：10部（正本1部、写し9部）

- ・規格は日本産業規格のA4判（A3版による折り込み可）、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め20ページ以内とすること。

- ・企画提案書には以下を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。

a. 実施スケジュール・内容

- ・業務仕様書に記載の業務内容について、全体スケジュールおよび具体的な内容（インバウンド災害時対応マニュアル掲載内容）

観光事業者が災害時に対応すべき事項を示し、マニュアル構成案を提案すること。また、その理由を示すこと。

（インバウンド向け災害時対応資料掲載内容）

災害の発生に備え、外国人旅行者に伝えるべき事項を示すこと。また、その理由を示すこと。

（セミナー概要）

プログラム案を示すこと。

b. 実施体制

- ・本事業全体の実施体制
- ・セミナーの講師、マニュアル・災害時対応資料作成において意見聴取をする有識者候補について（該当あれば）

c. その他

- ・契約額の範囲内で、本事業目的の達成に必要な独自提案があれば記載すること。
- ・特に、9（4）評価基準（イ・ウ）に記載の内容について可能な限り具体的に記載すること。

③ 見積書（任意様式）：10 部（正本 1 部、写し 9 部）

- ・課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するとともに、消費税及び地方消費税額（非課税事業者にあたっては消費税及び地方消費税相当額。1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額）を加えた契約希望金額を記載すること。
- ・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、積算根拠が分かる内訳書を添付し、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- ・社名及び代表者名を記載すること。なお、発行責任者、担当者の氏名、連絡先の記載がある場合、代表者印は不要とする。

④ 提案事業者の概要書：10 部（正本 1 部、写し 9 部）

- ・提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。

（2）提出期間

参加資格結果通知日から令和 8 年 9 月 9 日（水）17 時まで（必着）

※上記以外の期間は、提案書を受理いたしません。

（3）提出先

下記 19 に示す所属

（4）提出方法

持参又は郵便や民間事業者の信書便による送付

※メール及びファクシミリでの提出は出来ません。

※持参以外の方法で提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

8 質問の受付及び回答

（1）質問の受付期間

令和 8 年 8 月 10 日（月）12 時まで（必着）

（2）提出方法・提出先

質問申請書（第 6 号様式）を電子メールにて、下記 19 に示す所属宛て提出し、電話にて受理を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該業務に係る仕様や条件、応募手続き的な事項に限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には回答しないものとする。

(4) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、原則として8月12日（水）12時までに三重県ホームページに掲載する。

9 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本参加仕様書に基づき提出された企画提案資料を、インバウンド向け防災啓発物の作成及び事業者向けセミナー企画・運營業務企画提案コンペ選定委員会（以下、選定委員会という。）において審査を行い、最優秀提案を選定する。

(1) 選定方法

提案者から提出される企画提案資料等による書面審査、プレゼンテーション審査を実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。

なお、選定において、最低制限基準点（合計満点比60%）未満の提案は失格とする。また、この基準は一者提案となった場合も同様とする。

(2) 書面審査の実施

提案者が6者以上となった場合、選定委員会で書面審査を行い、優良提案者を5者選定する。審査の結果は、全ての提案者に対し9月15日（火）12時までに電子メールにて通知する。なお、書面審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、プレゼンテーション審査は行わない。

(3) プレゼンテーション審査の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。

(ア) 開催日時 令和8年9月17日（木）午後（予定）

(イ) 開催場所 三重県本庁舎（予定）

(ウ) 開催形式 対面またはオンライン（各提案者の希望により実施）

(エ) その他

プレゼンテーションは、事前に提出のあった企画提案資料のみを使用し、説明すること。

(4) 評価基準

以下の項目により、企画提案内容を評価して選定する。

(ア) 合目的性（5点）

- ・ 業務の目的や仕様に合致し、目的達成のために具体的かつ高い効果が期待できる提案内容となっているか。

(イ) 企画性（10点）

- ・ マニュアルと災害時対応資料の内容の整合が図れた提案内容となっているか。
- ・ 自社の持つノウハウ等の強みが活かされた提案がなされているか。

- ・ 独自のアイデアが盛り込まれ、工夫のある提案内容となっているか。
- ・ 業務の全体スケジュールは具体的か。無理のない計画か。

(ウ) 内容・構成 (10点)

- ・ マニュアル掲載内容は観光事業者が見て、インバウンドについての理解が増す内容となっているか。
- ・ 災害時対応資料掲載内容はインバウンドが見て、災害が起きたときに役に立つ情報が漏れなく含まれているか。
- ・ 訴求力と見やすさを兼ね備えた構成・デザインとなっているか。

(エ) 実施体制・実施計画 (5点)

- ・ 業務を実施する上で適切な実施体制が提案されているか。
- ・ 共同体での提案の場合、なぜ共同体を組むのか、また、それぞれの役割分担は明確になっているか。

(オ) 経済合理性 (5点)

- ・ 見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
- ・ 費用対効果の観点から見積額は合理的であるか。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、最優秀提案者を決定後、令和8年9月18日(金)までに参加者に通知するとともに、三重県のホームページにて公表する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)(写し可)
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)(写し可)
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書及びその裏付けとなる書類(契約書の写し、契約の相手方が発行した契約履行実績証明書等の契約の履行が確認できる書類)
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件登録)登録申出書」

11 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と、その提案内容をふまえ委託契約を締結する。
- (2) 契約条項は、別紙「業務委託契約書(案)」のとおりとする。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の

規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- （4）契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された消費税及び地方消費税額を加えた契約希望金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- （5）契約は、三重県観光部観光戦略課において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

14 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- （1）受託者が契約の履行にあたって、暴力団等排除要綱第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 三重県観光部観光戦略課に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるお

それがある場合は、三重県観光部観光戦略課と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除措置要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

- (1) 企画提案に必要な費用は、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (3) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
 - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。
- (7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

18 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

19 担当部局

三重県観光部観光戦略課 福田、中谷

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2830 FAX：059-224-2801

Email：kankost@pref.mie.lg.jp